

1. はじめに

一般財団法人エルピーガス振興センター（以下「振興センター」と称す）が交付する補助金の原資は、経済産業省から交付決定を受けた公的資金であり、コンプライアンスと交付ルールに則った厳正かつ適法な執行が求められます。不正な行為があった場合には、申請者や履行補助者の名称や不正行為の内容をホームページで公表するほか法令や規定集に則った厳正な対処をさせていただきます。

2. 補助事業の目的

補助金は、石油ガス（以下LPガス）の小売価格低減に資するため、需要家側の石油ガスタンクの大形化等による購入コストの低減や燃料備蓄を推進する観点から、石油ガスタンク等の導入支援を行う事業に要する経費を補助することにより、液化石油ガス販売事業者のコスト低減を図ることを目的とする。

3. 交付申請に際しての注意事項

次の(1)～(3)の何れかに該当する場合、交付申請出来ません。
また、(4)～(5)に該当する場合、受付し、審査開始した後であっても審査を取り止め、次回以降の公募に改めて申請して頂く場合がありますのでご注意ください。
申請書類の提出前には、必要な提出書類が揃っていることや、その記載内容が適切であること等を十分にご確認頂いたうえで申請してください。

(1)	申請者（法人にあってはその役員）、共同申請者（法人にあってはその役員）が業務方法書第7条（申請者の資格等）の各号に該当する場合
(2)	申請日を起点として、申請者の直近2期のいずれかの決算が債務超過の場合
(3)	申請する補助対象経費に対して、他の国の補助金の重複受領がある場合
(4)	入力シートに必要事項が記載されてなく、空白がある場合
(5)	審査の過程で、補助金の条件を満たすために、申請された主要設備の構成や申請金額の大幅な変更が必要であることが判明した場合

(注)

- (1) 次の事項の一にでも該当する見積書や設計見積書の場合には、見積書を再提出して頂きますので、見積取得に際しては、次の事項に該当しないように依頼してください。
 - ①設備費のみの記載となっていない。
 - ②補助対象の費目と補助対象外の費目の判別が明確でない
 - ③一式50万円以上の費目の内訳が記載されてない
 - ④一括値引きがある（見積書の各費目毎に値引き後の金額を記載がない）
 - ⑤単価や金額が消費税込となっている
 - ⑥有効期間が申請日から3カ月以上になっていない
- (2) 申請に先立っては、導入予定の設備を設置する箇所の現地調査を行うこと、また、機器の調達の確実性や工事スケジュールなどを十分に精査・確認したうえで計画的な事業完了日を設定してください。交付決定事項の変更については、別途の手続きが必要になります。

4. 申請者の資格

- (1) 補助金の対象となる「補助対象LPガス設備」を購入し、又はリースを受けて設置する「LPガス販売事業者」
- (2) 補助金の対象となる「補助対象LPガス設備」を購入し、又はリースを受けて設置する一般需要家等の設備購入者
- (3) 「補助対象LPガス設備」を購入し、補助金の対象となる設備を他者にリースし設置する者で（1）及び（2）以外のリース事業者（共同申請者が、（1）又は（2）の場合に限る。）

※「補助対象LPガス設備」の詳細は下記参照。

※ここで言う「リース」とは、業として行うリースに限ります。定款に「リース業」が記載されていることが条件です。

5. 補助対象LPガス設備

- (1) LPガスバルク貯蔵とLPガス供給に必要な設備 ※業務細則第4条より抜粋。
「LPガスを貯蔵する容器」は「バルク容器」とし、供給側の構成は、次のとおりとする。
但しこれら「バルク容器」及び「石油ガスの供給に必要な設備」は新品で未使用のものに限る。
イ. 「バルク容器」は、次号で規定する各LPガス機器が使用目的に対して、十分な性能発揮や稼働時間が賄えるよう、適正な容量及び供給能力を有するものとする。
ロ. 「LPガスの供給に必要な設備」は以下の機器とする。なお、以下の②、③については、①と同時に購入するもののみを対象とする。
 - ① 供給ユニット(圧力調整器等)
 - ② ガス検知器又はガス漏れ警報通信設備
 - ③ 残ガス警報通信設備又は集中監視システム設備
 - ④ その他、振興センターが個別に必要と認めた設備及び機器等

※現状設置済のLPガスバルク容器がある場合は、その容量は現状以上となることが条件となります。

※シリンダー容器、大型のストレージタンクは対象外となります。

- (2) LPガスを燃料とする機器（1）と同時に購入の場合に限る。
 - ① LPガス発電機
 - ② 空調機器（GHP）
 - ③ 燃焼機器（コンロ、炊飯器、給湯器（ボイラー含む）、ガスストーブ、ファンヒーター）

※設置工事費、は補助対象外となります。

6. 補助対象経費

- (1) 補助対象LPガス設備の機器購入費
- (2) なお、以下の経費は全て補助対象外です。
 - ① 補助対象LPガス設備、LPガスバルク容器と供給機器(調整器)を繋ぐ配管部分に係るものを含む全ての設置工事費
 - ② 全てのLPガス配管費
 - ③ 既存設備の撤去費用
- (3) 利益排除
申請者の自社調達の場合は、補助事業の利益排除の対象となります。
詳しくは、Q&Aをご確認ください。

7. 補助金の交付限度額と補助率

- (1) 交付限度額：1,000万円 下記①、②いずれの場合においても適用
 - ① LPガスバルク容器と供給設備のみ
 - ② 上記①＋発電機、空調機、燃焼機器（コンロ、炊飯器、給湯器（ボイラー含む）、ガスストーブ、ファンヒーター）
- (2) 補助率
 - ① (1) ①の場合 4/5以内
 - ② (1) ②の場合、LPガスバルク容器と供給設備は4/5以内、それ以外の機器は1/2以内

8. 申請の手順

(1) 提出資料の作成

- ① ダウンロードしたフォルダ内の「1. 交付申請フォルダ」に保存されている「LPガス導入促進補助金」(Excel)を開き、必要事項を入力してください。入力して頂くシートは次の3つです。
 - 1) 確認シート
 - 2) 入力シート
- ② 入力シート等の入力方法や注意事項は、ホームページに掲載されている記載例を参考にしてください。
- ③ 入力シート等への入力が終わりましたら、「様式第1」のシートをPDF化し、次の表に従って各フォルダに提出資料を保存してください。

(2) 申請に際してご提出頂く資料

申請に際してご提出頂く書類				
フォルダ名		バルク容器のみ	機器を購入する場合	ご提出頂く書類に関する注意事項
1. 交付申請フォルダ	LPガス設備導入促進補助金Excelファイル (他のシートがセットされたままの状態でご提出ください)	○	○	確認シートにご回答の後に入力シートに必要事項をご記載ください。 入力シート右端のエラーメッセージが残らないように必要事項をご記載ください。 なお、確認シートの回答が未了、若しくは、不適切である場合や入力シートにエラーメッセージが残っている状態では、様式第1は印刷出来ません。
	様式第1 (PDF)	○	○	
	別紙様式第1 (PDF) 小売価格低減に資する事業計画書	○	○	
	申請日より3か月以内の日付の履歴事項全部証明書	○	○	ご提出前に改めて当該証明書の発行日をご確認ください。
	申請日時点での役員全員の名前を確認出来るもの（履歴事項全部証明書で全役員名が確認できない場合）	○	○	履歴事項全部証明書で全役員名が確認出来ない場合に限り、役員名簿をご提出ください。 ご提出頂く役員名簿の様式は問いません。
	直近2か年の決算報告書の写し（但し、法人や地方公共団体以外の者が申請する場合には、直近2か年の納税証明書（その2）の写し）	○	○	申請日を起点として、申請者の直近2年間のいずれかの決算が債務超過の場合には申請出来ません。
1. 交付申請フォルダ	LPガス販売事業者の「液化石油ガス販売事業者許可証」の写し	○	○	申請者又は共同申請者がLPガス販売事業者の場合にご提出願います。
	業務方法書第3条第3号で定める中小企業の除外規定に該当しないことの証明書類(納税証明書その2又は電子証明の場合は、所轄税務署の受付印、番号のあるもの直近3年分)	○	○	申請者、若しくは、共同申請者が業務方法書第3条第3号の除外規定に該当しない中小企業の場合にご提出ください。
2. 図面フォルダ	石油ガスバルク等を設置する敷地全体配置図（平面図）	○	○	設置施設の建物全体が敷地の中でどの部分に該当するのか判別できる平面図をご提示ください。
3. 見積書フォルダ	見積依頼書と見積書（明細を含む）の写し	○	○	設備費が容易に判別できる見積書をご提出ください。 判別できない場合には再提出して頂きます。工事費は補助対象外のため設備費のみの提出です。
4. その他フォルダ (該当する場合)	業務方法書第13条第2項に関する解説図と契約書の写し	○	○	

(3) 申請書類の提出方法

- ① 申請書類の送付は、設備導入ホームページの「補助金申請手続き」ページ内にあるリンクから手続きしてください。ファイルのアップロード方法につきましては書類提出のリンクの下にある説明をご覧ください。※Dropboxのアカウントを持っていないでもご利用できます。
なお、セキュリティの都合等でDropboxがご利用いただけない場合は振興センターにご連絡ください。また、アップロードの際は必ずファイル名(setubi_shinsei)の後に申請者名、設置場所名、履行補助者名を記載願います。
- ② 申請受付の締め切り時間を過ぎると申請用のDropboxは期限切れとなり提出できなくなりますのでご注意ください。締め切り後のメールでの提出は無効です。

(4) 申請書類の提出後について

- ① 申請書受付後、振興センター内で審査を行います。修正の必要が認められる場合には、申請者、共同申請者、履行補助者にメールで依頼します。
- ② 修正の依頼を受けた事業者は、振興センターの依頼に基づき、修正後の必要書類をメールで提出してください。
- ③ 修正前と修正後の書類は混同しないよう適切に管理してください。また、振興センターの許可なく申請内容の変更をしないでください。

9. 申請の公募期間

- (1) 公募期間
公募期間

- 公募期間 令和5年2月28日～令和5年3月31日
第1次締切 令和5年3月13日
第2次締切 令和5年3月31日

なお、公募の締切は延長する可能性があります。上記期間で予算額に達しなかった場合は、再度募集期間を設けます。詳しい内容等は振興センターホームページでお知らせします。

- (2) 振興センター指定のドロップボックスへ申請書類一式のアップロード完了した時刻をもって受付となります。
- (3) 上記募集期間で予算に達しなかった場合は、再度募集期間を設けます。
詳しい内容は、振興センターホームページでお知らせします。

10. 公募説明会

- (1) 開催日程
令和5年 3月6日（月曜日） 14:00～16:00
- (2) 開催方法
Zoomを使ったりリモート方式での開催
- (3) 参加申し込み
参加申込を設備導入宛のメール（setubidonyu@setubidonyu.com）に、会社名、参加者名、メール、アドレス、を記入して令和5年3月3日（金）12:00までにお申し込みください。
（参加希望者が上限に達した場合は、参加を制限させて頂くことがあります。）
- (4) 参加方法
事前にご申請頂きました、メールアドレス、参加者名を以下URLにご記入頂くと入室できます。
・LPガス 災害バルク等導入補助金 公募説明会（3/6(月) 14:00-）
<https://us02web.zoom.us/j/84593949553>
- (5) 説明会に参加できない場合について
開催日の翌日以降に振興センターのホームページにYoutubeで動画配信しますので、そちらをご覧ください。ご質問はメールにて受け付けます。

11. 補助金交付の審査

- (1) 審査について
審査対象は、業務細則に基づき次の優先順位で採択します。
- (2) 業務細則第8条第2項に規定する以下の優先順位で採択します。
①～⑤の優先順位で採択するものとする。
- ① 中小企業者からの申請を優先
 - ② 補助対象LPガス設備の年間LPガス消費量が大きい申請を優先
 - ③ バルク容量（メーカー仕様による上限貯蔵量）が大きい申請を優先
 - ④ 小売価格低減効果等を考慮（事業計画書に基づく定量評価。）
 - ⑤ 賃上げ表明企業を優先